

NO.	質問内容	回答内容
Q1	<p>のこぎりは、<u>1. 胴付きのこ</u> <u>2. ほぞびきのこ</u> <u>3. 両歯のこ</u> の3本とありますが 替え刃式の<u>1. 胴付きのこ</u> <u>2. 縦びきのこ</u> <u>3. 横びきのこ</u> の3本ではいけないのでしょうか？</p>	<p>質問の内容ののこは、選手の持参工具の条件を満たしているので使用できる。</p>
Q2	<p>「4. 選手の持参工具と競技場の設備」(1)選手の持参工具の「No.24 電動ドリル」、「No.25 ドリル刃」について、課題を製作するときの作業上の用途を明確に教えてください。 理由は2点あります。 ①「2.仕様及び注意事項」(2)注意事項にそれらの使用範囲が書かれていません。 ②「No.24 電動ドリル」の備考欄に使用範囲や用途が書かれていません。また、「No.25 ドリル刃」の備考欄に「木ねじ下穴、だぼ穴、埋め木用等」と書かれてあり、「等」がある為に、他の用途で使っても良いと解釈できる書かれ方になっています。 以上、ご回答をお願いいたします。</p>	<p>電動ドリルは、木ねじ下穴、だぼ穴及び埋め木用穴の穴加工だけに使用できる。例えば、電動ドリルのチャックに埋め木用角材を取付けて回転させ、サンドペーパーで形を丸くする加工は絶対に行ってはならない。</p>
Q3	<p>道具の確認でお伺いします。 例年同様に、座式作業台の持ち込み及び、組立に使用することは可能でしょうか？</p>	<p>4. 選手の持参工具と競技場の設備 (2) 競技場の設備注1に記述してあるように、選手個人用の座式作業台を持参し、加工と組立に使用することができる。</p>
Q4	<p>Q2の回答では「電動ドリルは木ねじ下穴、ダボ穴及び埋め木用穴の穴加工だけに使用できる。」とありましたが、電動ドリルをホゾ穴の下穴加工には使用してはいけないのでしょうか？ これまでは電動ドリルでホゾ穴の下穴をあけることは許可されていましたが、今回は禁止ということでしょうか？</p>	<p>今回は、使用できない。</p>